



2025年12月2日

No.ITAL_011

A&S ニューズレター「ビジネスと人権」シリーズ 第11回

ドイツ政府、サプライチェーン・デューディリジェンス法 (LkSG) の緩和措置を閣議決定 – 企業負担を限定的に軽減

執筆者：ドイツ連邦共和国弁護士 フランク・ベッカー*

/ドイツ連邦共和国弁護士 ブラク・カラ* /弁護士 磯俊浩

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

1. 背景

ドイツにおける「サプライチェーン・デューディリジェンス法（Lieferkettensorgfaltspflichtengesetz – LkSG）」は、2021年6月11日に可決、同年7月22日に連邦官報で公布され（BGBl. I 2021, 2959頁）、2023年1月1日に施行されました¹。LkSGは、サプライチェーン全体を通じて人権侵害及び環境破壊の防止・是正を企業に義務化する目的で制定されたものです。その後、EU指令（CSDDD 指令(EU) 2024/1760）²によって補完される形で、EUレベルでの法的義務が加わりました。LkSGの詳細は2023年8月に発行したニュースレターのリンク³をご覧ください。

¹ Graborsch; Das neue Lieferkettensorgfaltspflichtengesetz; Nomos, Baden-Baden 2021, Rn. 1;

<https://www.bmas.de/EN/Services/Press/recent-publications/2021/act-on-corporate-due-diligence-in-supply-chains.html>

² Richtlinie (EU) 2024/1760 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 13. Juni 2025 über die Sorgfaltspflichten von Unternehmen im Hinblick auf Nachhaltigkeit und zur Änderung der Richtlinie (EU) 2019/1937 und der Verordnung (EU) 2023/2859).

³ <https://www.aplawjapan.com/publications/20230816>

同様の規制は他の EU 加盟国でも導入されています。例えば、フランスでは、2017 年に制定された「注意義務法（Loi de vigilance）⁴」により、大企業に対して人権・環境上のリスクに関する「注意義務計画（plan de vigilance）」の策定・公表が義務づけられています⁵。

一方、オランダでは、サプライチェーンにおける児童労働防止義務を規定する⁶デューディリジエンス法（Wet zorgplicht kinderarbeid）⁷」が可決されましたが、必要な実施規則がまだ策定されていないため、現在も施行されておらず、保留（on hold）の状態が続いています⁸。これらの諸規制は、いずれも企業活動が国際的なバリューチェーンに及ぶ以上、国内外の人権・環境基準の遵守責任を果たさなければならないという国際的潮流を背景としています⁹。

さらに、EU レベルでは、2024 年に「企業持続可能性デューディリジエンス指令（Corporate Sustainability Due Diligence Directive – CSDDD）」が採択され、2027 年 7 月 26 日までに各加盟国の国内法に組み込まれる予定です¹⁰。CSDDD は、ドイツの LkSG よりも適用範囲が広く、義務もより厳しく、また、環境保護や気候変動対策も対象としているため、より包括的な内容となっています。

一方、日本においては、現時点でドイツやフランスのような包括的な人権デューディリジエンス法は存在しませんが、2022年9月に経済産業省（METI）が「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定しており¹¹、日本企業に対しても国際的なビジネス慣行として人権デューディリジエンスを実施することが求められつつあります。この点で、日本企業の欧州子会社は二重の規制環境（日本の自主的ガイドライン及び欧州域内法制）に対応する必要があるのが現状です。

⁴ LOI No. 2017-399 du 27.03.2017 relative au devoir de vigilance des sociétés mères et des entreprises donneuses d'ordre.

⁵ Gehling / Ott; LkSG Kommentar; Ottoschmidt, Köln 2022, Rn. 121.

⁶ Graborsch; Das neue Lieferkettensorgfaltspflichtengesetz; Nomos, Baden-Baden 2021, Rn. 128.

⁷ Wet an 24.10.2019 houdende de invoering van een zorgplicht ter voorkoming van de levering van goederen en diensten dit met behulp van kinderarbeid tot stand zijn gekomen, Staatsblad 2019, 401.

⁸ <https://cms.law/en/int/expert-guides/cms-expert-guide-on-human-rights-and-forced-labour/netherlands>

⁹ Rothermel; Kommentar: Lieferkettensorgfaltspflichtengesetz; Compliance Berater Schriftenreihe. Fachmedien Recht und Wirtschaft, dfv Mediengruppe, Frankfurt am Main, 2022, Rn. 1.

¹⁰ Art. 37 Richtlinie (EU) 2024/1760 des Europäischen Parlaments und des Rates vom 13. Juni 2024 über die Sorgfaltspflichten von Unternehmen im Hinblick auf Nachhaltigkeit und zur Änderung der Richtlinie (EU) 2019/1937 und der Verordnung (EU) 2023/2859).

¹¹ <https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

2. 今回の改正をめぐる決定

- (1) 2025年9月3日、連邦内閣は、連邦労働社会省（BMAS）が提出したサプライチェーン・デューディリジェンス法（LkSG）の改正案を承認しました。今回の改正の柱は二点に集約されます。第一に、報告義務の遡及的廃止、第二に、制裁範囲の限定です¹²。
- (2) 報告義務の遡及的廃止：これまで、LkSG 第 10 条第 2 項から第 4 項 に基づき、対象企業は人権・環境リスクへの対応状況について年次報告を作成・提出する義務を負っていましたが、この規定は 2023 年 1 月 1 日まで遡って廃止されることになります。その結果、2023 年及び 2024 年の報告書の提出は不要となります。当初、連邦経済・輸出管理庁（BAFA）は、2026 年 1 月以降、各企業の報告書提出状況や公表手続の適正性について監査する予定でしたが（参照：BAFA, FAQ zum LkSG, 2023）、今回の改正によりこの計画は事実上無効化されることになります。
- (3) 制裁範囲の限定：今回の改正案のもう一つの柱は、LkSG 第 24 条に基づく行政罰の範囲を重大な義務違反に限定することです。これまで同条は、リスク分析の不備や文書化の不備といった形式上の違反も処罰対象としてきましたが、今回の改正案によって、今後は人権保護に直結する義務違反のみが制裁対象となります。具体的には、人権リスクを特定したにもかかわらず予防・是正措置を講じなかった（LkSG 第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項）、人権リスクの回避・軽減のための基本方針を策定しなかった（LkSG 第 6 条第 2 項）、社内苦情処理手続制度を設置しなかった（LkSG 第 8 条）などのケースが挙げられます。

これにより、これまで制裁対象とされてきた行為のうち、環境リスクの軽視（例：有害物質の使用管理の不備など）、リスク分析の不履行（LkSG 第 5 条）、リスク管理における責任分担の設定の懈怠（LkSG 第 4 条第 3 項）、是正措置の更新不十分、さらには、文書化期限の遵守違反（LkSG 第 10 条第 3 項）といった違反は、今後、行政罰の制裁対象から除外されます。

また、制裁金の額についても見直しが行われます。従来のLkSG第24条第2項 では、違反類型ごとに異なる上限額が定められていましたが、改正案ではこれを廃止し、すべての違反について一律最大 80 万ユーロの制裁金が科されます。ただし、年商 4 億ユーロを超える大企業については、LkSG 第 24 条第 3 項に基づき、従来どおり年間売上高に比例した制裁金を科す仕組みが維持されます。

¹² Bundesregierung, Unternehmen werden von Bürokratie entlastet; 2025;

3. 企業にとっての実務への影響と留意点

(1) 報告義務の遡及的廃止：今回の改正により、まず企業にとって最も大きな影響があるのは、報告義務の遡及的廃止です。LkSG 第 10 条第 2 項から第 4 項に基づく報告書提出義務は、2023 年及び 2024 年分について遡及的に廃止されることになるため、対象企業はこの 2 年間に関する報告書を新たに作成・提出する必要はありません。これに伴い、BAFA が 2026 年 1 月以降に行う予定であった報告書提出状況や公表手続の適正性についての監査も、当面の間は実施されないことになります。これにより、特に中堅規模の企業にとっては、短期的には事務負担が大幅に軽減されることとなります。ただし、連邦政府は今回の措置を、2027 年 7 月 26 日までに国内法化すべき CSDDD 指令の法制化が完了するまでの移行措置と位置付けており、恒久的な緩和措置ではありません¹³。

また、報告義務が廃止されたからといって、企業に課される注意義務そのものが消滅するわけではありません。企業は引き続き、リスク分析（LkSG 第 5 条）、予防・是正措置（LkSG 第 6 条及び第 7 条）、社内苦情処理手続（LkSG 第 8 条）、文書化義務（LkSG 第 10 条第 1 項）を履行する必要があります。特に文書化義務は、報告書提出義務とは異なるものであり、文書化義務によって、企業内部でリスク管理措置及びその知見を記録し保持することが義務付けられます。これらの文書は、BAFA による監査のためだけでなく、取引先からの損害賠償請求などの民事紛争における証拠としても不可欠です。したがって、形式上の報告義務は廃止されたとしても、記録を残し、いつでも説明できる体制を整備することが不可欠である点に変わりはありません。報告書提出義務が廃止されたからといって、文書化を軽視すれば、重大なリスクをもたらすことになりかねません¹⁴。

欧洲レベルでは、CSDDD 指令第 16 条で、企業のデューディリジェンス実施状況について年次報告（statement）を提出する義務が明記されています。このため、今回の報告書提出義務の廃止はあくまでも一時的な措置であり、2027 年 7 月 26 日までの CSDDD 指令の国内法化以降は、再び国内法として報告書提出義務が復活することは明白です。他の EU 加盟国と比較すると、ドイツの対応は例外的なものといえます。フランスの注意義務法（2017 年 Loi de vigilance）では、注意義務計画策定義務が存続するのみならず、報告義務違反自体が企業責任を生じさせ、裁判所による是正命令や損害賠償につながる可能性があります。また、オランダのサプライチェーンにおける児童労働防止義務を規定するデューディリジェンス法（2019 年制定。ただし、施行保留中。）も報告義務を非常に重視しており、企業に対して、形式的にでも対応状況を開示することを強く求め

¹³ Bundesamt für Wirtschaft und Ausfuhrkontrolle; Berichtspflicht; 2024,
https://www.bafa.de/DE/Lieferketten/Berichtspflicht/berichtspflicht_node.html.

¹⁴ Birker / Würz; Das Lieferkettenpflichtengesetz: Regelungen, Anforderungen, Umsetzungen in der Praxis; Freiburg, 2022, pp. 167-170.

ています¹⁵。このような欧州の動向は、ドイツにおける報告書提出義務の一時的な廃止が恒久的なものではないことを示唆しています。

さらに日本においても、2022年の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」に基づき、企業に対して人権デューディリジェンスを自主的に実施し、情報を開示することが期待されていることに留意しなければなりません。したがって、ドイツやEUにおける日本企業の子会社は、たとえドイツにおいて報告義務が一時的に廃止されたとしても、親会社、顧客、投資家からの開示要請に対応する必要があり、実際には、引き続き報告書の作成及び文書化が重要であり続けることを意味します。

(2) 制裁範囲の限定：今回の改正案によって、今後は人権保護に直結する重大な義務違反のみが制裁金の対象となります。もっとも、この緩和を理由に、安易にコンプライアンス体制を縮小することは極めて危険です。他のEU加盟国と比較すると、「形式的な違反よりも重大な人権侵害リスクに行政資源を集中させる」という原則に基づくドイツの措置は、EUの潮流にそぐわないものです¹⁶。前述の通り、フランスの注意義務法（2017年Loi de vigilance）では、注意義務計画の策定や開示が欠如しているだけで法的責任を生じさせ、裁判所による是正命令や損害賠償請求が認められる可能性があります¹⁷し、オランダのサプライチェーンにおける児童労働防止義務を規定するデューディリジェンス法においても、報告義務違反が行政罰の対象とされています¹⁸。

なお、日本の「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」は、法的制裁を伴うものではなく、あくまで企業の自主的な取り組みを重視しているものです。もっとも、近年は、投資家や取引先からの事実上の圧力が高まっており、それが一種の「市場による制裁メカニズム」として機能しているともいえます。

したがって、ドイツやEUにおける日本企業の子会社は、ドイツ法に基づく形式上の義務違反のリスクが低下したものの、国際的な利害関係者の期待に応えるために、自主的な内部統制と高い透明性を確保し続けることが必要であるといえます。

¹⁵ Gehling / Ott; LkSG Kommentar; Ottoschmidt, Köln 2022, Rn. 120-123.

¹⁶ Gehling / Ott; LkSG Kommentar; Ottoschmidt, Köln 2022, Rn. 113.

¹⁷ Gehling / Ott; LkSG Kommentar; Ottoschmidt, Köln 2022, Rn. 123.

¹⁸ Gehling / Ott; LkSG Kommentar; Ottoschmidt, Köln 2022, Rn. 128.

4. 結論

今回の改正は、ドイツ国内の企業に対して短期的な事務負担の軽減をもたらすものであり、報告義務の廃止や制裁範囲の限定によって一定の緩和効果を生んでいます。しかしながら、人権・環境デューディリジェンスの実質的な注意義務は引き続き存続しています。企業は引き続きリスク分析（LkSG 第5条）、予防・是正措置（LkSG 第6条及び第7条）、社内苦情処理手続（LkSG 第8条）、及び文書化義務（LkSG 第10条第1項）を履行しなければなりません。形式上の報告義務が廃止されても、これらの本質的な義務を怠れば、リスク管理の重大な欠陥とみなされ、法的及び評判に関する深刻な悪影響をもたらすおそれがあります。

さらに、全EU加盟国は遅くとも2027年7月26日までにCSDDD指令を国内法化する予定です。同指令はLkSGよりも遥かに広範かつ厳格な内容を有しています。その対象は、一定の条件下では、従業員1000人以上または売上高4.5億ユーロ以上というより小規模な企業にも及び（CSDDD第2条）、環境リスクや気候変動に関する措置を義務付け（CSDDD第7条及び第8条）、企業戦略に持続可能性の側面を組み入れることを要求しています（CSDDD第15条）。これにより、従来の人権中心のアプローチを超えた規制の枠組みが構築されることになります。

このような状況を踏まえれば、企業は今回の改正を単なる規制緩和と誤解してはなりません。リスク管理プロセスの維持、包括的な文書化の確立、将来のCSDDD指令の要請に備えた体制整備を今から行うことが不可欠です。特に多国籍企業のサプライチェーンに属する企業は、欧州の顧客や親会社からのESG関連の要請にいつでも対応できるだけの透明性と内部統制を確保しておく必要があります。

日本においては法的拘束力を伴うサプライチェーン法制は存在しないものの、経済産業省が策定した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が企業行動の規範となっており、取引先や金融機関からの要請を通じて、事実上の遵守義務として機能しつつあります。このため、国際市場で信頼性を維持したい日本企業は、EU基準に準拠した体制を早期に構築することが望ましいといえます。

総じて、今回の改正は「一時的な負担軽減措置」に過ぎず、国際的な規制環境の動向を踏まえれば、企業はむしろ、将来的な要請の厳格化を前提に、今から積極的に先を見越した持続可能性コンプライアンスに取り組むことが求められています。

執筆者

フランクフルト提携オフィス

ドイツ連邦共和国弁護士* [フランク・ベッカー](#)

(パートナー、フランクフルト弁護士会、フランクフルト提携オフィス所属)

Email: frank.becker@aplaw.jp

ドイツ連邦共和国弁護士* [ブルク・カラ](#)

(アソシエイト、フランクフルト弁護士会、フランクフルト提携オフィス所属)

Email: burak.kara@aplaw.jp

弁護士 [磯俊浩](#) (アソシエイト、第一東京弁護士会)

Email: toshihiro.iso@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 フランクフルト提携オフィス

(Atsumi & Sakai Europa GmbH - Rechtsanwälte und Steuerberater **)

Email: info@aplaw.de

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はない。

**ドイツ連邦共和国における法務・税務サービス提供法人

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

<p>東京オフィス Tokyo Head Office 〒100-0011 東京都千代田区 内幸町 2-2-2 富国生命ビル (総合受付 : 16F)</p> <p></p>	<p>大阪提携オフィス Osaka Affiliate Office (A&S 大阪法律事務所) 〒530-0005 大阪府大阪市北区 中之島 2-3-18 中之島フェスティノビルタワー16階</p> <p></p>	<p>福岡提携オフィス Fukuoka Affiliate Office (A&S 福岡法律事務所) 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2 丁目 12-1 天神ビル 10 階</p> <p></p>
<p>ニューヨーク提携オフィス New York Affiliate Office 1120 Avenue of the Americas, 4th Floor New York, New York 10036</p> <p></p>	<p>ロンドンオフィス London Office 85 Gresham Street, London EC2V 7NQ, United Kingdom</p> <p></p>	<p>フランクフルト提携オフィス Frankfurt Affiliate Office OpernTurm (13th Floor) Bockenheimer Landstraße 2-4, 60306 Frankfurt am Main, Germany</p> <p></p>
<p>ブリュッセルオフィス Brussels Office CBR Building, Chaussée de la Hulpe 185, 1170, Brussels, Belgium</p> <p></p>	<p>ホーチミンオフィス Ho Chi Minh Office 10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam</p> <p></p>	